

【家庭用】の補助金申込書の記入方法について

◆補助金申込書を書く前に、まずは下記の内容をご確認ください

- 補助金申込書は必ず申請者ご本人が記入してください。
- 「申請者」とはエコキュートを購入して使用する方をいいます。
- 平成21年度以前の補助金申込書、コピーした補助金申込書ではお申し込みいただけません。
- 家庭用リース（水色）、業務用（灰色）の補助金申込書ではお申し込みいただけません。
- 補助金申込書1枚につき1台分の補助金をお申し込みいただけます。
(例:2世帯住宅で2台設置する場合は、補助金申込書が2枚必要です)
- 補助金申込書の太枠線内は、必須項目ですので全て記入してください。
- 必須項目の未記入・不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。
- 当センターに到着した補助金申込書の返却はいたしません。

記入上の注意事項

- 黒または青のペンで記入してください。
- 書き損じ等で記入内容を訂正する場合は、訂正する箇所に二重線を引き、その上に訂正印（「印」・「捨印」の箇所に押印したものと同じ印で結構です）を押印後、余白に正しい内容を記入してください。



◆次の①～⑫の説明を読みながら、漏れなく記入してください

- ①【申込日】
- 補助金申込書を郵便ポストに投函する日を記入してください。
- ②【現住所】
- 申請者の現住所（現在お住まいの住所）※を省略せずに記入してください。
※今後の補助金交付手続きに必要な通知書類の送付先となりますので、誤った住所、申請者ご本人が実際にお住まいではない住所を記入しないようご注意ください。
- ③【申請者氏名】
- エコキュートを購入して使用する方（申請者ご本人）の氏名※を記入してください。
※「個人」が購入して使用する場合は「個人名」を、「法人」が購入して使用する場合は「法人名」を記入してください。
 - 補助金申込書が受理された後の「記入誤りによる訂正」「申請者の変更」はできません※ので、申請者ご本人以外の名義を記入しないようご注意ください。
※受理された後に、申込時の申請者名義が「記入誤り」「既に亡くなられている方の名義」「販売店・設置工事会社名義」等の申請者ご本人以外名義であることが判明した場合は、受理が無効（失効）となります。
※受理された後に申請者ご本人がお亡くなりになった場合や、申請者ご本人の戸籍の異動（婚姻等）に伴う苗字変更があった場合には早急に当センターまでご連絡ください。
- ④【連絡先電話番号、連絡先FAX】
- 申請者と連絡のとれる電話・FAX番号を市外局番から記入してください。
※電話番号は携帯電話でも結構です。
※FAXがない場合は「連絡先FAX」の枠内は記入不要です。
- ⑤【手続代行予定者(社)欄の記入】
- 補助金申込書が受理された後に送付される補助金交付申請書類を作成する際、販売店・設置工事会社等に作成の代行を依頼※する予定の方は、その会社名、担当者名、連絡先を記入してください。
※補助金申込書記入の代行は認められておりませんのでご注意ください。
※手続きの代行を依頼しない場合、または未定の場合の記入は不要です。
※当センターから手続代行停止措置を受けている販売店等（当センターのホームページに掲載）を手続代行予定者としている場合は受理できません。

⑥【申込番号】

- 補助金申込書には1枚につき、ひとつの申込番号（12ケタの数字）が付けられています。
- この番号は補助金申込書の受理の確認やお問い合わせをいただく際に必要な番号になります。

黄色の補助金申込書

(様式第1)

申込日	平成 ① 年 月 日	申込番号	122000000001⑥
-----	------------	------	---------------

一般社団法人
日本エレクトロヒートセンター会長殿

平成22年度 補助金申込書《家庭用》

高効率給湯器導入促進事業費補助金交付規程第5条第3項に基づき、以下のとおり補助金の申込みをします。

1. 申請者(補助対象給湯器を購入して使用するご本人)について
申請者の現住所・氏名・電話番号(通知書類の送付先・問い合わせ先)を記入してください。

フリガナ	〒	〇〇〇-〇〇〇〇
現住所	都道府県	②
フリガナ	申請者氏名	③
フリガナ	連絡先電話番号	④
フリガナ	連絡先FAX	

注1: 補助金申込みの受理内容となるため、受理後であっても申請者氏名の変更・訂正は失効となります。
同一の補助対象給湯器に対する重複申込みは、受理後であっても判明した段階で失効となります。

2. 補助対象給湯器の設置先住所について
補助対象給湯器を設置する住所を記入し、設置先の建物区分に該当する番号をぬりつぶしてください。

フリガナ	〒	〇〇〇-〇〇〇〇	
設置先住所	都道府県	⑧	
建物区分	① 新築	② リフォーム(既築) ⑨	正しいぬりつぶし方 ⑩ → ●

注2: 補助金申込みの受理内容となるため、受理後であっても設置先住所の変更・訂正は失効となります。
同一の補助対象給湯器に対する重複申込みは、受理後であっても判明した段階で失効となります。

3. 補助対象給湯器の指定機器番号について
設置する給湯器の機種(型式)から指定機器番号を確認して記入してください。

指定機器番号	⑩	機種(型式)毎に指定機器番号が付番されています。 当センターのホームページを参照の上記入してください。
--------	---	--

注3: 当センターのホームページをご覧にならない場合は、指定機器番号が不明な場合は、当センターにお問い合わせください。

4. 1台あたりの補助金額について 40,000円⑪

5. 補助対象給湯器の着工(据付)予定日について
給湯器の着工(据付)予定日を販売店・設置工事会社等に確認して記入してください。

給湯器の着工(据付)予定日(注4)	平成 22 年 ⑫ 月 日(予定)
-------------------	-------------------

注4: 補助金申込書の受理日より前の着工(据付)予定日は受理されません。
補助金申込書の受理の結果は、補助金申込書が当センターに到着してから約4営業日後に当センターのホームページまたはお問い合わせにて確認できますので、補助金申込書の投函日から余裕をもった日付で給湯器の着工(据付)を予定してください。

【手続代行予定者(社)欄】※補助金交付申請書類の作成に際し、販売店・設置工事会社等にその手続きの代行を依頼する予定がある場合は、会社名、担当者名、電話番号を記入してください。

(会社名)	⑤	(担当者名)
連絡先電話番号		連絡先FAX

- ⑦【印、捨印】
- 「印」と「捨印」の2箇所に、申請者ご本人の印を押印してください。
 - 申請者が個人の場合は個人の印（認印で結構です※）を、申請者が法人の場合は法人の印（支店・支社等の印で結構です※）を押印してください。
※実印や法人登録印の必要はありません。
- ⑧【設置先住所】
- エコキュートを設置する住所を正しく、省略せずに記入してください。
 - 「現住所」欄に記入した住所と同じでも省略せずに記入してください。
 - 新築で住居表示が確定前の場合には、地番を記入してください。
 - 補助金申込書が受理された後の「記入誤りによる訂正」「設置先住所の変更」はできません※のでご注意ください。
※受理された後に、申込時の設置先住所が実際にエコキュートを設置した住所と異なることが判明した場合は、受理が無効（失効）となります。
- ⑨【建物区分】
- 建物を新築する際にエコキュートを導入する方は①をぬりつぶしてください。（正しいぬりつぶし方 ①→●）
 - 既存の建物の給湯器を取替える際にエコキュートを導入する方は②をぬりつぶしてください。（正しいぬりつぶし方 ②→●）
- ⑩【指定機器番号】
- 補助金交付の対象となるエコキュートの機種（型式）には4ケタの数字で「指定機器番号」が設けられています。「指定機器番号」は当センターのホームページで調べることができます。
※当センターのホームページをご覧にならない方は当センターへお問い合わせでも確認できます。
 - 設置を予定しているエコキュートの機種（型式）に該当する「指定機器番号」を調べたうえで、その4ケタの数字を全て記入してください。
※記入枠内に、「指定機器番号」以外の文字を記入した場合は受理されません。
- ◆補助対象給湯器（補助金交付の対象となるエコキュート）の基準および指定
- 【補助対象給湯器の基準について】
- 家庭用:年間給湯効率※が3.1以上（ただし、寒冷地・塩害地向け機種、2缶タイプ、角型1缶タイプ、200L以下の小容量タイプ、一体型タイプ、多機能タイプについては2.7以上）であるエコキュート。
 - 業務用:中間期エネルギー消費効率（中間期COP※）が3.8以上であるエコキュート。
 - ※(社)日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007Rに基づく指標です。
- 【補助対象給湯器の指定について】
- 左記の基準を満たすエコキュートのうち、メーカーから申請があったものについて、当センターにて内容を審査したうえで補助対象給湯器として承認※します。
※承認された補助対象給湯器は当センターのホームページにて毎月末に更新・公表されます。
※左記の基準を満たしていても、メーカーから申請されていない機種(型式)、申請はされているが当センター承認前の機種(型式)を設置する場合は補助金交付の対象外となります。
- ⑪【1台あたりの補助金額】
- 1台あたりの補助金額は40,000円です。
- ⑫【補助対象給湯器の着工(据付)予定日】
- エコキュート本体を据付ける予定の日※について、月日を「数字」で記入してください。
※建物工事全体の着工開始予定日のごとはありません。
※着工(据付)予定日が補助金申込書の受理の結果を確認できる日より前である場合は受理されません。補助金申込書の受理の結果は、補助金申込書が当センターに到着した日から数えて約4営業日目（到着日は含まず）以降であれば、当センターのホームページまたは当センターへの電話でのお問い合わせにて確認できますので、エコキュートの着工(据付)は補助金申込書投函日から余裕をもった日付で予定してください。
※未記入の場合、日付の特定ができない場合は受理されません。